



愛媛県報

発行 愛媛県

平成31年3月12日火曜日 第3059号

◇ 目 次 ◇

| | | |
|-----------------------------------|--------------------|-----|
| 救急病院の協力申出..... | (医療対策課) ... | 148 |
| 愛媛県視聴覚福祉センターの点字印刷物売代金収納事務の委託..... | (障がい福祉課) ... | 148 |
| 県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧..... | (農地整備課) ... | 148 |
| 解除予定保安林..... | (森林整備課) ... | 148 |
| 漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生..... | (水産課) ... | 148 |
| 公共測量の終了の通知..... | (道路維持課) ... | 149 |
| 都市計画事業の事業計画の変更認可..... | (都市整備課) ... | 149 |
| 愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し..... | (会計課) ... | 149 |
| 土地改良区役員の就退任の届出..... | (東予地方局農村整備課) ... | 149 |
| 土地改良区連合役員の就退任の届出..... | (中予地方局農村整備第一課) ... | 149 |
| 道路の区域変更(県道六軒家石手線)..... | (中予地方局管理課) ... | 149 |
| 道路の供用開始(県道野村柳谷線)..... | (南予地方局西予土木事務所) ... | 150 |

公 告

| | | |
|--------------------------|-------------|-----|
| 争議行為の通知の公表..... | (労政雇用課) ... | 150 |
| 二級建築士試験及び木造建築士試験の施行..... | (建築住宅課) ... | 150 |

告 示

○愛媛県告示第178号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

平成31年3月12日

愛媛県知事 中村時広

| 名 称 | 所 在 地 | 開 設 者 名 | 認 定 の 有 効 期 限 |
|---------|--------------|---------|---------------|
| 循環器科林病院 | 新居浜市中西町6番46号 | 医療法人健全会 | 平成34年3月4日まで |

○愛媛県告示第179号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、愛媛県視聴覚福祉センターの点字印刷物売代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成31年3月12日

愛媛県知事 中村時広

- 受託者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団
松山市道後町二丁目12番11号

2 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

○愛媛県告示第180号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、西条市氷見地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとお

り土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成31年3月12日

愛媛県知事 中村時広

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業(ほ場整備事業 大兵衛・蔵井地区)変更計画書の写し
- 縦覧期間
平成31年3月13日から4月10日まで
- 縦覧場所
西条市役所本庁

○愛媛県告示第181号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年3月12日

愛媛県知事 中村時広

- 解除予定保安林の所在場所
宇和島市吉田町立間字竹城4番耕地973の2
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第182号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

平成31年 3月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

(東予地方局管内)

河原津加入区

○愛媛県告示第183号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成31年 3月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 平成30年11月13日から
平成31年 2月25日まで
- 3 作業地域 今治市小泉一丁目

○愛媛県告示第184号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、松山広域都市計画道路事業3・2・3号来往余戸線（松山市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成31年 3月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事業施行期間
平成16年 2月 6日から
平成35年 3月31日まで
- 2 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

○愛媛県告示第185号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

平成31年 3月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 指定 番号 | 売 り さ ば き 人 | | 売 り さ ば き 所 | 取 消 年 月 日 |
|-----------|---------------------|-------------|-------------------------------|-------------|
| | 住 所 | 氏 名 又 は 名 称 | | |
| 三第 21号 | 四国中央市三島宮川四丁目 6 番55号 | 四国中央市 | 四国中央市金砂町平野山232番地 四国中央市嶺南支所 | 平成30年 9月18日 |

○愛媛県告示第186号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市飯岡土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成31年 3月12日

愛媛県東予地方局長 高 橋 正 浩

退 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|-------|------------|
| 理 事 | 秦 輝 幸 | 西条市飯岡891番地 |

○愛媛県告示第187号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、道前道後土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成31年 3月12日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

退 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|------------|
| 理 事 | 越 智 喜代晴 | 西条市広岡410番地 |

○愛媛県告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 3月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 | 備 考 |
|-------|--------|---------------------------------------|----------|-------------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 六軒家石手線 | 松山市祝谷町一丁目409番11から 同市道後鷺谷町419番 4 まで | 旧 | メートル 12.3~14.7 | キロメートル 0.091 | |
| | | | 新 | 13.0~15.7 | 0.091 | |

○愛媛県告示第189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成31年 3月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|----------------------------------|-------------|
| 県道 | 野村柳谷線 | 西予市野村町舟戸2282番から 同町舟戸2349番地先まで | 平成31年 3月12日 |

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成31年 2月28日あったので公表する。
平成31年 3月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 2019年度賃金引き上げ・その他に関する事項
- 2 日時 2019年 3月25日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

| 病 院 名 | 所 在 地 |
|---------------------------|---------------------|
| 医療法人 敬愛会久米病院 | 松山市南久米723 |
| 特定医療法人 清和会ホスピタル | 松山市柳原739 |
| 一般財団法人 真光会真光園 | 松山市南高井1491 |
| 医療法人 北辰会西条市民病院 | 西条市小松町妙口甲1521 |
| 一般財団法人 新居浜精神衛生研究所 財団新居浜病院 | 新居浜市松原町13 - 47 |
| 医療法人 十全会十全ユリノキ病院 | 新居浜市角野新田町1 - 1 - 28 |
| 八幡浜医師会立双岩病院 | 八幡浜市若山4番耕地160 - 1 |

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。

○公 告

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行について

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成31年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり施行する。
なお、試験の実施に関する事務は、公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。
平成31年 3月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 試験の施行日時
 - (1) 二級建築士試験
 - ア 学科の試験
平成31年 7月7日（日）午前10時から午後5時10分まで
 - イ 建築設計製図の試験
平成31年 9月15日（日）午前11時から午後4時まで
 - (2) 木造建築士試験
 - ア 学科の試験

平成31年 7月28日（日）午前10時から午後5時10分まで
イ 建築設計製図の試験

平成31年10月13日（日）午前11時から午後4時まで

2 試験の場所

- (1) 二級建築士試験
 - ア 学科の試験
松山市真砂町1 県立松山工業高等学校
 - イ 建築設計製図の試験
松山市真砂町1 県立松山工業高等学校
- (2) 木造建築士試験
 - ア 学科の試験
松山市真砂町1 県立松山工業高等学校
 - イ 建築設計製図の試験
松山市真砂町1 県立松山工業高等学校

3 受験申込手続

- (1) 郵送による受験申込み
 - ア 郵送による受験申込みについては、次のいずれかに該当する者に限り行うことができる。
 - (ア) 過去に二級建築士試験又は木造建築士試験を受験した者であって、受験申込書に平成30年以前の二級建築士試験又は木造建築士試験の受験票又は合否の通知書を添えているもの
 - (イ) 受験申込書にやむを得ない理由により直接提出することができないことを証する書面を添えている者
 - イ 受験申込書は、平成31年 4月1日（月）から15日（月）までの間に、ウ(イ)に掲げる提出先に簡易書留郵便で送付すること。ただし、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
 - ウ 受験申込書の請求先及び提出先
 - (ア) 請求先
公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページからインターネットにより請求
公益財団法人建築技術教育普及センター受験申込書配布係に、氏名、送付先住所、電話番号、試験種別・区分を明記のうえ、FAXで請求
 - (イ) 提出先
公益財団法人建築技術教育普及センター本部
(〒102 0094東京都千代田区紀尾井町3番6号 紀尾井町パークビル)
- (2) インターネットによる受験申込み
 - インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、それぞれこれらの試験の申込みに必要な個人情報の使用

について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

平成31年 4月 8日(月) 午前10時から15日(月) 午後 4時までの間に、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力して申し込むこと。

(3) 受付場所における受験申込み

ア 受験申込書は、平成31年 4月18日(木) から22日(月)までの午前10時から午後 5時までの間に、イ(イ)に掲げる提出先に直接提出すること。

イ 受験申込書の請求先及び提出先

(ア) 請求先

公益社団法人愛媛県建築士会(松山市千舟町 4 - 4 - 1
グランディア千舟 3階 A号)

(イ) 提出先

公益社団法人愛媛県建築士会(松山市千舟町 4 - 4 - 1
グランディア千舟 3階 A号)

4 建築設計製図の課題

平成31年 6月12日(水)(予定)から公益財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部(広島県広島市中区大手町二丁目11番15号)及び公益社団法人愛媛県建築士会(松山市千舟町 4 - 4 - 1 グランディア千舟 3階 A号)に掲示するとともに、学科の試験の試験場に掲示する。

5 学科の試験の合格通知

(1) 二級建築士試験

平成31年 8月27日(火)(予定)付けで通知する。

(2) 木造建築士試験

平成31年 9月10日(火)(予定)付けで通知する。

6 合格発表

平成31年12月 5日(木)(予定)付けの愛媛県報で公告する。